

利用者間の相互運用性カギ

翁 百合 株式会社日本総合研究所理事長

ポイント

- ・ 既存金融機関の縦割り規制の見直し急務
- ・ 利用者困り込みによる決済網分断避けよ
- ・ 情報格差や低所得者への配慮が欠かせず



おきな・ゆり
京都大博士（経済学）
専門は金融システム、
社会保障。
慶応義塾大特別招聘教授

決済のデジタル化が進行し、金融システムに変化が起きつつある。本稿では、日本のキャッシュレス化やデジタル通貨の動向などの現状評価と、金融システムを巡る課題を整理したい。

政府発表によれば、日本のキャッシュレス決済比率は約2割とされる。ただこの算出に使われるのはクレジットカード、デビットカード、電子マネーのみだ。

筆者が全国3千人を対象に2018年8月に実施したアンケート調査では、銀行の預金口座引き落としや振り込み、フィンテック事業者の決済手段などを含むすべてのキャッシュレス決済の個人消費金額に占める比率は約5割と推計される（表1参照）。スマートフォンによるQRコード決済の普及などで、同比率は上昇傾向にあるとみられる。

デジタルな決済手段は、利用者の利便性向上とともに、現金の取り扱いコスト低下により、企業の生産性を高める利点がある。また獲得した個人の決済データ履歴を活用して、新たなビジネスに結びつけられる。

決済のデジタル化の進行は、決済機能の本質を変えるわけではないが、担い手の勢力図を変えつつある。データ分析や利活用が高いノウハウを持ち、より便利で新たな付加価値を伴う形で決済機能を提供しようと積極的なのは、銀行など既存の金融機関に加えて、ノンバンク事業者だからだ。

この点で伝統的金融機関の業態別すみ分けを前提とした業法による規制（縦割り規制）は、事業者のイノベーション（技術革新）や業態を越えたビジネスモデル選択の障害になる。日本の金融システムの活性化と健全性確保のために事業の機能とリスクに着目したルールの再設計が急がれる。

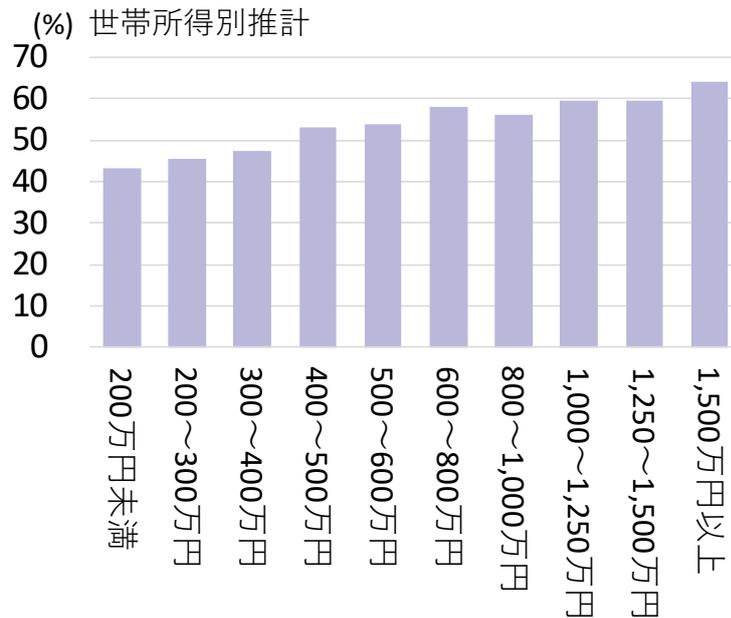
金融庁は決済の機能および事業がもたらすリスクの質や大きさに着目し、決済機能を提供する多様な事業者者に情報セキュリティ、資金洗浄対策、破綻時の利用者の財産保全などのルールを課す方向だ。同時に決済以外の金融分野についても資金仲介、リスク移転などの機能とリスクに着目しつつ、横断的な視点で規制体系を再構築すべきだ。

新規事業者の中には、決済データを非金融分野に利活用する「範囲の経済」からメリットを得る企業も多い。伝統的金融機関は様々な企業と連携して決済、取引データなどを相互にオープン化して分析と利活用を進め、顧客に高付加価値のサービスを提供し、社会的課題に応えるビジネスモデルへの変革が求められる。

伝統的金融機関に対する業務範囲規制などは、そうした視点からの点検が必要だ。加えて金融分野のデータ利活用に関する議論の一層の深化も期待される。

(図表) キャッシュレス決済比率推計結果

内訳	(%)
キャッシュレス決済比率	51.8
クレジットカード	31.4
口座引き落とし	10.5
プリペイド式電子マネー	5.0
インターネットバンキング	1.4
キャッシュカード振り込み	0.9
デビットカード	0.8
フィンテック決済	0.7



(出所) 翁百合「キャッシュレス社会に向けて何をすべきか」(NIRA総研 2019)

デジタル時代には貨幣、通貨という固定観念も改める必要がある。19年には日本でも発行者が存在しない仮想通貨(暗号資産)の法制が再整備され、米フェイスブックのリブラ発行計画が国際的に注目された。実態として銀行や企業発行のデジタル通貨やそれに類似したものが増えつつある。

後者で興味深いのは企業が発行する「ポイント」だ。デジタル決済手段を提供する「プラットフォーム型企業」によるポイント付与の事例が最近増えている。これらの企業は自社の負担によるポイント還元率引き上げや加盟店手数料引き下げなどで、会員と加盟店を一気に拡大している。多数の会員により利用者のサービス消費の便益を一層向上させる、いわゆる「ネットワーク外部性」を得て経済圏を拡大し、データを利活用したサービス提供との好循環を狙っている。

ポイントは当該経済圏の店舗ならどこでも次回購入時に使えるので、消費者はデジタル通貨類似のものとして決済に利用している。期限があるなど現金や預金と異なる点も多いが、デジタル化に伴う貨幣の多様化ともいえるし、それが顧客の囲い込みのツールになるという側面を持つ。

民間企業によるデジタル通貨の戦略的利用を決済システム全体からみれば、検討すべき課題も多い。デジタル通貨を発行する民間主体が適切にリスクを管理して、経営の健全性を確保する必要がある。さらにポイント経済圏のように利用者の囲い込みが起き、寡占や決済ネットワークの分断をもたらしやすい点などに留意する必要もある。

現在日本では、商品購入時の決済、少額送金などの分野に銀行や多様な事業者が参入して、乱立気味であり、利用者は必ずしも十分な利便性を感じていない。

諸外国の動向をみると、シンガポールでは民間銀行間の協力により、17年に個人間の相互運用性の高い少額送金システムが始まり、これを企業間にも拡張して事業者間でQRコードの標準化も進んでいる。銀行間協力によるスマホ・共通アプリでの少額送金システム構築の動きは北欧でもみられる。一方、中国ではアリババ集団のアリペイなどプラットフォーマー型企業による寡占的少額送金ネットワークが形成されている。

今後日本の決済のデジタル化にあたり考慮すべきことは、多様な事業者のイノベーションを一層促進しながらそのリスクをどう管理し、利用者間の相互運用性をどう確保するかどうか。換言すれば、銀行やノンバンクなど多様な決済事業者が付加価値サービスを競う競争領域と協調領域を組み合わせ、規格の標準化や民間決済システムの相互運用性をどう確保するか。そうした課題を、利用者の利便性ひいては決済システムの国際競争力向上などの視点から検討する必要がある。

民間決済システムの将来像は、中央銀行デジタル通貨の議論とも無関係ではない。中国やスウェーデンなどで中銀デジタル通貨の発行が検討されている。現状のキャッシュレス比率の水準を勘案すれば、日本で紙幣を補完するリテール（小口金融）取引向けの中銀デジタル通貨の発行の必然性は、当面低いと考えられる。

今後利用者にとって利便性の高い民間決済システムが構築されるかということにも影響を受けるだろう。つまりキャッシュレス化が進行しても、利便性が高く相互運用性のある民間決済システムが構築されていれば、中央銀行が既存の民間事業者のビジネスと競合関係になり得るようなりテール向け中銀デジタル通貨を発行する必要性は、さらに低くなると考えられる。

最後に決済のデジタル化には、デジタルデバイド（情報格差）への対応という常に留意すべき課題がある。前掲の調査結果を所得階層別にみても、クレジットカード利用が多い高所得層ほどキャッシュレス比率は高い（図2参照）。一方、低所得層は現金嗜好が強く、その背景にはクレジットカードの使いすぎやセキュリティへの不安がある。他国でも同様の傾向があり、デジタルデバイドや低所得者への配慮、デジタル時代の金融教育、利用者が安心して使えるルール構築などの必要性が浮かび上がる。

決済のデジタル化の特性を分析し、決済関連データを整備して実態を把握しつつ、金融システムのグランドデザインを見据えた課題の検討を急ぐべきだろう。

（日本経済新聞「経済教室」2020年3月23日付に掲載されたものをもとに作成）